



令和5年3月8日14時00分  
近畿地方整備局

### 指定確認検査機関等の処分について

本日(3月8日)、近畿地方整備局長から指定確認検査機関に対し、建築基準法(以下「法」という。)第77条の35第2項に基づく確認検査の業務の一部の停止命令及び法第77条の30第1項に基づく監督命令を行いましたので、お知らせいたします。

また、同日付で、上記の指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局

建政部 建築安全課 課長 中田 猛(なかた たけし)

課長補佐 前橋 貴幸(まえはし たかゆき)

TEL:06-6942-1141(代表) FAX:06-4790-6937

## 【処分内容(指定確認検査機関)】

処分日 令和5年3月8日

機関名 建築検査機構株式会社(近畿地方整備局長指定第12号)

処分内容 業務停止1月(令和5年4月10日から令和5年5月9日まで)

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の35第2項の規定により、法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。)第15条各号に規定する確認検査の業務の一部の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 機関省令第15条第1号、第3号、第5号、第7号、第9号、第11号、第13号に規定する建築確認に係る契約を新たに締結する行為
- 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第15条第1号、第3号、第5号、第7号、第9号、第11号、第13号に規定する建築確認の業務を追加する行為
- 三 業務停止の期間満了後において前項の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

## 監督命令

確認検査の業務に従事する確認検査員(建築基準適合判定資格者)が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な確認審査を再発させないよう、以下の①及び②それぞれについて、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和5年3月28日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに近畿地方整備局長に報告すること。

## 【処分事由の概要】

## 事実①

大阪府内43件の建築物の建築計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、本件建築物の風を受ける外壁面等の見付面積が過小に算定されたまま構造計算が行われていることを見逃ごし、法第20条第1項第3号に基づく建築基準法施行令第46条第4項もしくは第82条の規定に適合していないにもかかわらず、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

## 事実②

兵庫県内1件の建築物の建築計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、本件計画の敷地の前面道路(法42条2項道路)内に建築物(既存のコンクリートブロックの塀等)が存置されたままの建築計画であることを見逃ごし、法第44条の規定に適合していないにもかかわらず、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)】

事実①及び事実②の関連

処分日 令和5年3月8日

資格者名 弥勒 良晴(登録番号:第6000452号)

処分内容 業務禁止2月と10日間(令和5年4月10日から令和5年6月19日まで)

事実①の関連

処分日 令和5年3月8日

資格者名 朝倉 健雄(登録番号:第6000406号)

処分内容 業務禁止2月(令和5年4月10日から令和5年6月9日まで)

処分日 令和5年3月8日

資格者名 楠見 臣廣(登録番号:第6001157号)

処分内容 業務禁止2月(令和5年4月10日から令和5年6月9日まで)

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣(業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長)又は都道府県知事(業務実施区域が一の都道府県の区域である場合)が指定した者。

※建築基準適合判定資格者

法の規定に基づき、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者。